女性が(男性も)働きやすい職場づくりに取り組む事業所を応援します！

対象期間
令和7年**3月1日**～令和8年**2月28日**まで

酒田市は、女性も男性もその個性と能力を発揮できる職場づくりを目指し、取り組みを進める事業所への支援として、下記に該当する事業主に予算の範囲内で奨励金を交付します。

①一般事業主行動計画策定及び厚生労働大臣への届け出

奨励金額 30万円

市内に本社を有し、**常時雇用する労働者の数が100人以下**の一般事業主が**女性活躍推進法に基づき**、新たに一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届出済で、かつ「えるぼし認定の認定」への申請を行う意思を有する事業主。
※期間満了による更新は対象外です。

②女性管理職の登用

奨励金額 20万円

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を厚生労働大臣に届出済で、かつ、女性を管理職に登用した事業主。
※以下の要件を満たした場合に交付します。
- 事業主の三親等以内の者を除いて登用したとき

※本市に所在する事業所において当該事業所等設立後3人目までとします。

③男性の育児休業等の取得

奨励金額 20万円

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を厚生労働大臣に届出済で、かつ、正社員である男性に育児休業等を取得させた事業主。
※以下の要件を満たした場合に交付します。
- 子の出生後8週間以内に育児休業等の取得を開始し、その子が満1歳となるまでの期間に、合計で4週間以上の育児休業を取得していること
- 職場に復帰して1か月以上勤務を継続していること

※過去の交付を含み、最大3回目までとします。

奨励金額は最大50万円を限度とします。

奨励金の交付対象者は対象期間に上記①～③及び下記に該当する事業主とします。
①本市に本社又は事業所を有すること　②国税庁長官より法人番号の指定を受けていること
③日本一女性が働きやすいまち宣言に賛同するリーダーの会の会員であること
④一般事業主行動計画が山形労働局に受理された日から3か月以上期間が経過していること
⑤交付申請日において納付期限の到来した市税を完納していること
※ただし次のいずれかに該当する場合は、交付対象者に該当しません
国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びそれらから出資又は出捐金を受けている事業主
酒田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1号及び第3号に規定する者　など
（詳しくは「酒田市女性応援ポータルサイト」をご覧ください）

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画は対象となりません。
※ただし、女性活躍推進法と次世代育成支援対策推進法に基づく一体型の一般事業主行動計画は対象となります

申請方法

①商工港湾課へ提出（酒田市役所６階）

「酒田市女性応援ポータルサイト」より申請書の様式をダウンロードし、
必要書類を添付の上、商工港湾課へ直接提出ください。
※提出いただいた書類はお返しできません。

②ＷＥＢ申請

「奨学金申請フォーム」（二次元コード）より申請ください。
※申請書のダウンロードは必要ありません。
　必要書類は添付してください。

酒田市女性応援

奨励金申請フォーム

必要書類

①奨励金の項目に限らず必要なもの

申請書（ＷＥＢ申請は不要）、取組状況報告書、
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の写し
※取組状況報告書は、右記の二次元コード又は「酒田市女性応援ポータル
　サイト」よりダウンロードしてください。

酒田市女性応援

②「女性管理職の登用」の奨励金を申請する場合

組織図など（管理職の人数が分かるもの）

③「男性の育児休業等の取得」の奨励金を申請する場合

育児休業辞令書など休業期間が分かる書類

お問い合わせ

酒田市地域創生部　商工港湾課　人材活躍推進係
〒998-8540　酒田市本町二丁目2番45号　☎0234-26-5757（直通）
✉koyou@city.Sakata.lg.jp

市と一緒に「えるぼし認定」の取得を目指しませんか

一般事業主行動計画を策定・届け出を行った事業主のうち、女性活躍促進のための取組みの実施状況が優良な企業に対し、厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」として認定します。

《認定のメリット》

- ●自社の商品、広告等に認定マークを使用できる
- ●日本政策金融公庫から低利融資が受けられる
- ●公共調達で加点が受けられる

このほか、市では企業見学ツアー、パネル展、市ホームページなどで、「働きやすい職場環境を整備している企業」として紹介しています。

取得を検討される際は、ぜひ商工港湾課までご相談ください。
一緒に「えるぼし認定」取得を目指しましょう！